

工場立地法のあらまし

企業誘致課ホームページ

『新潟市企業立地のご案内』

<http://www.city.niigata.lg.jp/>

工場立地法に関する情報（あらまし、様式集、Q&A）は、新潟市ホームページのトップページから次のとおりです。

トップページ

> 産業・経済・ビジネス

> 企業立地

> 工場立地法の手続き

> 工場立地法に基づく届出

> 工場立地法の届出様式

> 工場立地法 Q&A

> これまでの改正点

> 工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドラインの制定について

<改正>

平成 29 年 10 月 3 日

工場立地法に基づく緑地面積等に関する準則を定める条例 施行

新潟市経済部企業誘致課

令和2年12月28日

目次

第1	工場立地法の概要	1
1	目的	1
2	制度の仕組み	1
3	届出書の様式	3
4	変更届出書提出時の注意点	5
第2	工場立地法詳解	6
1	届出手続き	6
2	工場立地法に関する準則について	7
3	工場立地法の特例	8
(1)	既存工場の取扱い	8
(2)	既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例	9
(3)	工業団地特例	10
(4)	工業集合地特例	10
(5)	企業立地促進法特例	10
(6)	地域未来投資促進法特例	10
4	生産施設面積率	11
5	既存生産施設用敷地計算係数	12
第3	工場立地法 Q&A	13
1	届出	13
2	生産施設	14
3	緑地	15
4	緑地以外の環境施設	16
5	その他	16
第4	届出書記載例	18
第5	届出書様式集	26

第 1 工場立地法の概要

1 目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

2 制度の仕組み

届出対象工場（特定工場）

業種：**製造業、電気・ガス・熱供給業者**（水力・地熱・太陽光発電所を除く。）

規模：**敷地面積 9,000 m²以上** 又は **建築面積 3,000 m²以上**

新設・変更の届出

工事着工の 90 日前まで（短縮申請の場合、**10 日前**まで）

工場立地に関する準則 （別図参照）

※緑地面積率及び環境
施設面積率は区域によ
って緩和措置あり。詳細
は 2 ページ参照

- 1 敷地面積に対する生産施設の割合 **30%~65%**
- 2 敷地面積に対する緑地面積の割合 **20%以上**
- 3 敷地面積に対する環境施設面積の割合 **25%以上**

※ 敷地の周辺部に環境施設の **15%以上**を配置

※ 既存工場（昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置された工場）について、特例措置あり

<規制の内容> 雨水排水処理や環境面などについて配慮・調整します

準則適合

受理後 90 日経過後若しくは短縮承認日以降、工事着手可

準則不適合等・・勧告

（法第 9 条第 2 項第 1 号）

勧告に従わない場合・・変更命令

（法第 10 条）

無届、虚偽の届出、命令違反等

・・罰則（法第 16 条 2 号）

◎ その他の届出

商号及び住所の変更の届出

※ 代表者の変更は届出不要

譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継の届出

特定工場の廃止の届出

工場立地法の緑地率等を緩和しました

本市ではこれまで工場立地法の緑地率等については、国が定めた全国統一のルールを適用してきましたが、同法では市町村が地域の実情に応じ独自のルールを制定できることから、既存敷地の高度利用をより促進するため、環境に配慮しながら市独自の緑地面積率等を定めた条例を制定し、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内産業の活性化を図ります。

【新潟市の緑地緩和基準】

平成29年10月3日に「新潟市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例」が公布、施行されたことにより、新潟市独自の緑地緩和基準が適用されるようになりました。

区域	新潟市が新たに定めるルール	
	環境施設面積率	
準工業地域 (甲区域)	15%以上	緑地面積率 10%以上
工業地域・ 工業専用地域 (乙区域)	10%以上	緑地面積率 5%以上
市街化調整 区域 (丙区域)	10%以上	緑地面積率 5%以上
上記以外の 区域	25%以上	緑地面積率 20%以上

【国と新潟市が定めるルールの比較】

(現行)		(変更案)	
区域	国が定める全国統一ルール 環境施設面積率	区域	新潟市が新たに定めるルール 環境施設面積率
市内 全域	敷地面積の 25%以上		準工業地域 (甲区域)
			緑地面積率 敷地面積の 20%以上
		工業地域・工業 専用地域 (乙区域)	10%以上 緑地面積率 5%以上
		市街化調整 区域 (丙区域)	10%以上 緑地面積率 5%以上

本市の実情に
即した
設定が可能に

※住居系、商業系の用途地域については現行どおりとします。また、新たに引き下げを行う上記の区分についても、周辺の地域の実生活環境への十分な配慮を引き続き求めます。

別図 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方

工場敷地

- その他の施設面積（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）
規則なし

- 生産施設面積
業種により、30～65%

緑地及び環境施設面積

一律 25%以上（ただし、敷地周辺に 15%以上配置）

うち緑地 20%以上

残り 5%は緑地又は緑地以外の環境施設

※なお、平成 29 年 10 月 3 日以降は条例を制定したことにより以下の割合になります。

準工業地域：環境施設面積 15%以上 うち緑地は 10%以上

工業地域・工業専用地域、市街化調整区域：環境施設面積 10%以上

うち緑地は 5%以上

※また、重複緑地については各緑地率の 50%まで算入する事ができます。

((財)日本立地センター 工場立地法解説参照)

3 届出書の様式

下記の様式に従い書類を作成し、企業誘致課宛て提出してください。

様式については、新潟市のホームページからダウンロードできますので御活用ください。

(1) 新設又は変更の届出

- ・ 様式B 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）
- ・ 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書
- ・ 別紙1 特定工場における生産施設の面積
- ・ 別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- ・ 様式例第1 事業概要説明書
- ・ 様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
- ・ 様式例第3 特定工場用地利用状況説明書
- ・ 様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程

工業団地特例の場合

- ・ 別紙3 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置)
- ・ 別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

※ 平成23年9月30日工場立地法施行規則改正により、様式例第1が変更となりました。また、緑化計画書は不要となりました。

(2) 氏名（名称、住所）変更届出書

- ・ 様式第3 称号（名称、住所）変更届出書
- ・ 様式第4 特定工場承継届出書
- ・ 特定工場廃止届出書
- ・ 特定工場修正届出書

提出先

受付窓口 新潟市経済部企業誘致課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL：025（226）1689（直通）

FAX：025（228）2277

E-mail：kigyo@city.niigata.lg.jp

届出書の提出部数 正本 1部 宛先 新潟市長

平成19年4月1日から届出先が新潟県から、新潟市に変更になりました。

4 特定工場変更届出をする場合の注意点

※「緑地面積を減少する」場合について

【周辺環境】

- ・ 緑地面積を減少する場合 → 別紙「特定工場の変更（緑地面積減少の場合）の趣旨説明書」に周辺環境への配慮事項などを記載

【雨水排水】

- ・ 敷地の拡張とあわせて、緑地を含む → 排水管理者と協議が必要な場合がありますので、事前に相談してください。
(工場団地で調整池がある場合は除く)

※届出前に下水道計画に雨水排水計画が緑地緩和（緑地面積減少）によって、周辺環境へ悪影響を与えないか確認するため、上記の手続きが必要になりました。

なお、緑地面積を変えない場合または増加する場合は上記の手続きは不要です。

第2 工場立地法详解

1 届出手続き

敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m²以上の工場（特定工場）については、次のような場合、市に届出が必要です。

◎ 届出が必要な場合	
届出の種類	届出期限
① 特定工場を新設する場合（新設届）	原則着工前 90 日 （準則適合の場合は、 10 日まで短縮可）
② 増設等により、特定工場の規模に該当する場合（新設届）	
③ 届出済の特定工場が、以下の届出内容の変更を行う場合（変更届） <ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類の他の小分類に属するか、生産施設面積率の違う製品に変更する場合 敷地面積が増加又は減少する場合 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の増加（スクラップ&ビルド含）や緑地、環境施設面積の減少を伴う場合 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等の変更を行う場合（結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出必要） 緑地、環境施設の面積が減少する場合（緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合でも届出必要） 	
④ 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地を変更する場合（代表者の変更は届出不要）	事実発生後、遅滞無く
⑤ 特定工場全部を譲り受ける場合	
⑥ 特定工場を廃止する場合	
◎ 届出が不要な場合（次回届出時に併せて届け出てください）	
① 生産施設の増設や緑地、環境施設の面積の減少を伴わない建築面積の変更（事務所、倉庫等）	
② 生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m ² 未満のとき	
③ 生産施設の撤去のみを行う場合	
④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合	
⑤ 既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合	
⑥ 緑地の削減によって減少する面積の合計が 10 m ² 以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）	

2 工場立地に関する準則について

工場立地法第4条第1項の規定に基づき、周辺の地域の生活環境との調和を保つ観点から、一定の適正な限度を示す目的で、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の工場新增設等の場合に事業者が拠るべき基準を公表しています。

	内 容	敷地面積に対する割合	面積の測り方		
			工場建家	屋外施設	
生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置されている建築物 ・ 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの 	業種別に 30~65% (9 ページ 参照)	建築基準法施行令で定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積	
環境施設	次の各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20% 以上	25%以上 うち工場敷地周辺に 15%以上 を配置する。	区画がある場合	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴水、水流、池その他の修景施設 ・ 屋外運動施設、広場、屋内運動施設、教養文化施設 ・ 雨水浸透施設 ・ 太陽光発電施設 ・ これらに類する施設 			準工業：緑地 10%以上 環境施設 15%以上 工業、工業専用、市街化調整：緑地 5%以上、 環境施設 10%以	水平投影面積

3 工場立地法上の特例

下記の特例に該当する場合、取扱いがわかりづらいと思いますので、当課担当まで直接御照会ください。

(1) 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場）の取扱い

ア 増設可能な生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad \text{ただし、} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0 \text{ のときは } P=0$$

P 当該変更に係る生産施設の面積
γ 生産施設面積率
S 敷地面積
P₀ 既存生産施設の面積の合計
α 既存生産施設用敷地計算係数
P₁ S49.6.29以降の生産施設面積の変更分

イ 生産施設の増設に伴い設置する緑地面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

※計算式の「0.2」は準工業、工業・工業専用、市街化調整区域の場合は0.05または0.1になります

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

ウ 生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

※計算式の「0.25」は準工業、工業・工業専用、市街化調整区域の場合は0.1または0.15になります

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29 以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例

既存工場の老朽化等による建替えに際して、次の要件のすべてを満たす場合には、ビルド面積に応じた緑地を確保できない場合においても建替えを行うことが可能です。

ア ビルド面積がスクラップ面積を超えないこと。

イ 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること。

ウ 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が一定量（原則として計算上必要な面積の）改善されること。

エ 以下のいずれか1つに該当する場合

(ア) 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新

(イ) 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更

(ウ) 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

(3) 工業団地特例

特例適用の申し出があった先行造成工業団地について、工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等（共通施設の面積が団地面積の全体の10%程度あり、一定の環境施設が整備されている）がある場合は、各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができます。

新潟市内では、新潟東港工業地帯が適用対象になっております。

(4) 工業集合地特例

従来からの一団の土地に複数の工場が集中して立地している地域において、隣接緑地等を整備する（事業者の負担により、住居等との遮断効果を有する緑地又は環境施設が計画的に整備する）場合、「工業団地特例」と同様に各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができます。

新潟市内では、適用対象となる地域はありません。

(5) 企業立地促進法特例

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（略称：企業立地促進法）」に基づき、市町村が、緑地面積率及び環境施設面積率に関する条例を定めている場合、同条例において定められた区域にあっては、緑地面積率及び環境施設面積率が引き下げられています。

新潟市内では、適用対象となる地域はありません。

(6) 地域未来投資促進法特例

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）」に基づき、市町村が、緑地面積率及び環境施設面積率に関する条例を定めている場合、同条例において定められた区域にあっては、緑地面積率及び環境施設面積率が引き下げられています。

新潟市内では、適用対象となる地域はありません。

4 生産施設面積率

業 種 の 区 分		生産施設 面積率
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業 ・コークス製造業 ・ボイラ・原動機製造業 	30%
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・伸鉄業 	40%
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。） 	45%
第4種	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管製造業 ・電気供給業 	50%
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・でんぷん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業 	55%
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） ・高炉による製鉄業 	60%
第7種	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の製造業 ・ガス供給業 ・熱供給業 	65%

- ※ 太陽光発電については、平成24年6月1日から工場立地法の規制対象外となりました。
- ※ 平成27年5月25日、工場立地法に関する準則の改正により、上記表中の一部の業種の面積率が引き上げられました。

5 既存生産施設用敷地計算係数

業種の区分		敷地計算係数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。))、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。)を除く。)、石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、器製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業(長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
3	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1. 4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属一次製錬・精製業	1. 5

第3 工場立地法Q & A

1 届出

Q 1	「着工前 90 日前までに届出」とありますが、どういう場合を着工というのですか。
A 1	次の場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・ 未造成地を造成しようとするとき。・ 生産施設の建設工事に着手しようとするとき。・ 環境施設を変更しようとするとき。
Q 2	敷地の売却・買増しについては、売買契約の 90 日前までに届出が必要でしょうか。 また、賃貸借契約の場合はどうなりますか。
A 2	契約年月日ではなく、当該不動産の 所有権移転の 90 日前 までに届出をしてください。 賃貸借契約の場合は、 事実上の使用期間の開始時の 90 日前 までに届出をしてください。 準則に適合している場合は、10 日前までとなります。
Q 3	次のような場合、届出が必要でしょうか。 (ア) 工場建家内の機械装置の取換え (イ) 平屋を 2 階以上にする場合 (ウ) 単純移設
A 3	(ア)、(イ)、(ウ)ともに原則的には届出不要です。 ただし、(イ)については生産施設面積の変更がある場合又はスクラップ&ビルドの場合は届出が必要です。
Q 4	土地の造成工事着手が迫っていますが、未だに生産施設、緑地等の面積及びレイアウトが未定です。どのように届け出れば良いですか。
A 4	造成工事の 90 日前までに、 その時点で明らかになっている事項のみを内容とした新設の届出 を行ってください。 その後、その他の事項に係る工事着工の 90 日前までに 変更の届出 を行ってください。 準則に適合している場合は、10 日前までとなります。

Q 5	公共事業用地として敷地の一部を提供しなければなりません。どのような届出が必要でしょうか。
A 5	基本的には、必ず敷地の減少が発生すると思われるので、準則に適合した形で変更の届出を行ってください。 ただし、代替地が確保できない等どうしても準則に適合できない場合は、できるだけ早く当課まで御相談ください。
Q 6	次のような場合は、どのように対応すれば良いでしょうか。 (ア) 既届出書の計算ミス (イ) 既届出書の工事日程が6ヶ月以上延期することが明らかになった場合 (ウ) 予測せざる事情により既届出書の届出書の届出数字と工事完了後の届出数字が異なるとき
A 6	上記のような場合は、修正届出書を提出してください。

2 生産施設

Q 7	冷凍食品を製造しています。冷凍施設は生産施設に該当しますか。
A 7	冷凍食品を製造するための冷凍施設は生産施設です。 ただし、出来上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設には該当しません。
Q 8	ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設に該当しますか。
A 8	製造工程等の用に供されるものや工場建家のための空気調節施設は生産施設です。 ただし、事務所等生産施設以外の用に専ら供されている施設は生産施設には該当しません。
Q 9	地下に設置される施設はどのように取り扱えば良いですか。
A 9	地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設は生産施設に該当しません。
Q 10	公害防止施設は生産施設に該当しますか。
A 10	排水処理施設、集塵施設等の公害防止施設は原則として生産施設に該当しません。
Q 11	同一建築物内の倉庫等の取扱いはどうなりますか。
A 11	壁で明確に仕切られている原材料・完成品の倉庫、工場全体の管理部門の事務所、社宅・寮・病院・休憩所・更衣室及び便所については

	生産施設面積から除かれます。 ただし、途中までしか壁がない場合や移動可能な仕切りの場合は生産施設に該当します。
Q12	総2階の工場の1階が全て倉庫で、2階が生産施設の場合の生産施設面積はどのように計算しますか。
A12	2階が全て生産施設ですから、当該建築物の水平投影面積が生産施設面積になります。

3 緑地

Q13	次のようなものは緑地として認められますか。 (ア) 苗木床 (イ) 花壇 (ウ) ゴルフ場 (エ) 温室、ビニールハウス (オ) 野菜畑 (カ) 雑草地
A13	(ア)、(イ)、(ウ)は緑地になります。 (エ)、(オ)は緑地になりません。ただし、野菜畑は環境施設に該当します。 (カ)は、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地になります。
Q14	屋上や駐車場の緑化は認められますか。
A14	一定の要件を満たす場合、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等が認められます。

4 緑地以外の環境施設

Q 15	広場はどの程度整備されていれば環境施設に該当しますか。
A 15	単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、軽運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。
Q 16	駐車場は環境施設に該当しますか。
A 16	該当しません。
Q 17	環境施設に間違いやすいが、実際には該当しない施設はどのようなものがありますか。
A 17	クラブハウス、温室、ビニールハウス、図書室、ショールーム、談話室、会議室、研修所、食堂、売店、工場見学通路、エントランスホール等です。
Q 18	緑地の上に太陽光発電施設を設置する場合、緑地面積と環境施設面積をそれぞれ計算できますか。
A 18	緑地面積と環境施設面積は二重に計算できませんので、重なる場合は緑地面積として計算することとなります。 なお、生産施設の上に太陽光発電施設を設置する場合は、二重に計算することができます。

5 その他

Q 19	製造業等に係る工場又は事業場に含まれない事業場にはどのようなものがありますか。
A 19	(ア) 工場とは別の団地にある独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等 (イ) 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場 (ウ) 修理を専業とする事業場 (エ) 変電所、ガス供給所 などでです。 不明の場合は当課まで御照会ください。
Q 20	製造業に含まれる物品の加工修理業とは、どのようなものをいうのですか。
A 20	製造と修理又は賃加工（他の産業の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること）と修理をそれぞれ併せて行う事業をいいます。 自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は該当しません。

Q21	川を挟んで両岸に工場があります。別々の工場として考えるのでしょうか。
A21	道路・河川・鉄道等により二分されている場合でも、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連がある場合は、原則として1つの工場と見なします。
Q22	工場敷地面積には、どのようなものが含まれますか。
A22	所有地、 借地に関係なく 、工場の用に供する土地が含まれます。ただし、次のような敷地は除かれます。 (ア) 工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合 (イ) 工場敷地の一部を関連下請工場に借地としている場合 (ウ) 社宅、寮、病院、保育所及び託児所の敷地
Q23	工場の建築面積はどのように計算すれば良いのでしょうか。
A23	建築基準法での考え方と同じです。 延床面積ではありません ので注意してください。
Q24	工業団地特例の適用される工業団地は県内にありますか。
A24	県内には、山北工業団地、中条中核工業団地（笹口浜地区のみ）、雲出工業団地、西部丘陵東地区、田尻工業団地、柏崎フロンティアパーク、 新潟東港工業地帯 の7工業団地が適用対象になっています。
Q25	工場立地法の手続きを移譲されている他の市町村はありますか。
A25	新潟県内では平成23年度まで新潟市を含め17市村に移譲されていましたが、平成24年4月から市に立地する工場はすべて市役所に届出を行うこととなりました。

第4 届出書記載例

- ◎ 様式B 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）
- ◎ 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書
- ◎ 別紙1 特定工場における生産施設の面積
- ◎ 別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- ◎ 様式例第1 事業概要説明書
- ◎ 様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程

届出書記載例

様式B

特定工場新設（変更）届出 **及び実施制限期間の短縮申請書**（一般用）

〇〇〇〇年△△月□□日

新潟市長 様

代理人が届出する場合は次のページを参照し、2段書きとすること

株式会社〇〇〇製作所
新潟県新潟市〇〇区〇〇3-2-5
代表取締役 ○ ○ ○ ○

該当条項に下線をひく

企画課 新潟 次郎
電話 (025) (226) 1637 番

(担当者)

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、**工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。**

短縮申請しない場合は抹消

1	特定工場の設置の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟県新潟市△△区△△50-2	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	光学機械器具・レンズ製造業	
3	特定工場の敷地面積	変更前 44,500 m ²	変更後 52,300 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前 8,000 m ²	変更後 9,200 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	年月日
		施設の設置工事	〇〇〇〇年△月・日
※	整理番号	※	
※	受理年月日	※	
※	審査結果	※	

小数点以下切捨て

敷地の増減のみの変更は「造成工事等」の欄に記入

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしな
ない場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄か
ら9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集
落地特例の適用を受けようとしな
ない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄ま
で及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄
から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて
記載すること。
 - 5 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑
地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記
載すること。
 - 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4
とすること。

注 代理人届出の際の注意

下記のとおり2段書きし、代表者の委任状（下図参照）を添付すること。

株式会社〇〇〇製作所
新潟県新潟市〇〇区〇〇3-2-5
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

代理人 株式会社〇〇〇製作所 ○〇工場
新潟県新潟市〇〇区〇〇4-12-5
〇〇〇工場長 △ △ △ △

委 任 状	
平成 年 月 日	
(代理人)	株式会社〇〇〇製作所 ○〇工場 新潟県新潟市〇〇区〇〇4-12-5 〇〇〇工場長 △ △ △ △
私は上記の者を代理人と定め、工場立地法に基づく届出に関する一切の 権限を委任します。	
(委任者)	新潟県新潟市〇〇区〇〇3-2-5 株式会社〇〇〇製作所 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

委任状を作成する必要はありません。次回からは写しを添付してください。

特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

1. 会社概要

（フリガナ）

マルマルセイサクシヨ

会 社 名	株式会社〇〇〇製作所	資本金 5,030百万円
住 所	新潟県新潟市〇〇3-2-5	
郵便番号	950-0982	
設備投資予定額（百万円）	960	
（内用地費）（百万円）	0	

2. 新設（変更）の内容

（各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。）

敷 地	増	減
生産施設	新設 増設（築） 改築（全部、一部）	撤去（全部、一部）
緑 地	新設 増設 配置替え	撤去（全部、一部）
緑地以外の環境施設	新設 増設 配置替え	撤去（全部、一部）

3. 新設（変更）の趣旨説明

届出理由 弊社本社工場は以前より手狭であったため、隣接地を購入し、ここにレンズ加工棟を建設する。また、既存敷地内の顕微鏡生産棟を改築し、同時に緑地の整備も行い環境の向上を目指す。

変更事項

1) 生産施設

レンズ加工棟（セー3） 新設 1,620 m²

顕微鏡生産棟のスクラップアンドビルド（セー2）

撤去 1,080 m² 新設 1,350 m²

2) 緑地

敷地東側・北側に増設（リー2、3）

顕微鏡生産棟周囲の一部撤去（リー4）

レンズ加工棟まわり新設（リー5）

3) 敷地

隣接地取得により敷地 7,800 m²の増

緑地等を減少しても周辺環境
へ配慮している事項を記載

4. 緑地等の配慮に当たり特に周辺環境に配慮した事項等の趣旨説明（減少の場合のみ記入）

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
双眼鏡生産棟	セー1	3,240	3,240	
顕微鏡生産棟	セー2	1,080	1,350	△1,080 +1,350
レンズ加工棟	セー3	なし	1,620	+1,620
生産施設の面積の合計		4,320	6,210	△1,080 +2,970

差引き計算はしない。
増減は別々に！

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配

増減の差引計算は
しないこと

1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
地被・低木混合 管理棟まわり	リー1	1,420	1,420	
高木地 敷地東側	リー2	3,600	4,800	+1,200
樹林地 敷地北側	リー3	4,100	4,700	+600
芝生 顕微鏡生産棟周囲	リー4	860	720	△140
高木地 レンズ加工棟南側	リー5	なし	1,350	+1,350
緑地面積の合計		9,980	12,990	△140 +3,150
緑地以外の環境施設の名称	名称番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
噴水	カー1	180	180	
テニスコート	カー2	1,200	1,600	+400
緑地以外の環境施設面積の合計		1,380	1,780	+400
環境施設の面積の合計		11,360	14,770	△140 +3,550

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、 <u>リー3の一部</u> 、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	11,200 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	一方は国道8号に接しているが、全体に住宅が隣接しているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにする。

施設の一部が当該する場合は「リー3の一部」のように記載してください。

様式例第 1

届出に係る生産施設の稼動開始の日

整理番号

事業概要説明書

1	生産開始の日						〇〇〇〇年△月・日
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製 品 名		生 産 能 力		生 産 数 量		
	双眼鏡		50,000 台/月		48,000 台/月		
顕微鏡		30,000 台/月		24,000 台/月			
3	水源別工業用水使用量						計 7,000 (単位:トン/日)
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	3,000			2,000		2,000	
4	電力の使用量						計 2,200 (単位:KWH/日)
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量		
	2,200						
5	輸送手段別輸送量						計 2,000 (単位:トン/日)
			自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料、原材料及び外注部品		200		800		1,000
製品				1,000		1,000	
6	従 業 員 数						計 170 (単位:人)
	職 員	80	工 員	90	計	170	

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、m3/月等)

従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めます。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月		工 事 の 種 類									
		20年 9月	20年 10月	20年 11月	20年 12月	21年 1月	21年 2月	21年 3月	21年 4月	21年 5月	21年 6月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日を記載											
生産施設の設置工事											
顕微鏡生産棟	セー2		10/1		1/4	1/8稼働					
レンズ加工棟	セー3				12/1				5/20		6/1稼働
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設 番号										
高木地 敷地東側	リー2										
樹林地 敷地北側	リー3										
芝生 第1工場周囲	リー4										
高木地 第2工場南側	リー5										
テニスコート	カー2		10/1		12/2						
その他の主要施設の設置工事											
資材倉庫											

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期まで

第5 届出書様式集

- ◎ 様式B 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）
- ◎ 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書
- ◎ 別紙1 特定工場における生産施設の面積
- ◎ 別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- ◎ 様式例第1 事業概要説明書
- ◎ 様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
- ◎ 様式例第3 特定工場用地利用状況説明書
- ◎ 様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程
- ◎ 参考 準則計算表
- ◎ 準則計算推移表
- ◎ 別紙3 工場団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置
- ◎ 別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用
- ◎ 様式第3 称号（名称、住所）変更届出書
- ◎ 様式第4 特定工場承継届出書
- ◎ 特定工場廃止届出書
- ◎ 特定工場新設（変更）届出の修正について
- ◎ 委任状